

公益財団法人北海道体育協会役員の報酬並びに評議員及び 役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 専務理事は常勤とし、年額5,500,000円を限度に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、会長が理事会の承認を得て定める。
- 3 報酬は、第1項の年額を12月に均等分割して支給する。
- 4 報酬の支給方法については、公益財団法人北海道体育協会職員給与規程の例によるものとする。

(費用)

第3条 評議員及び役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 常勤役員には、前条で定める報酬額とは別に通勤に要する交通費として、通勤手当を支給することができる。
- 3 評議員会及び理事会への出席については、別記1により旅費を支給する。
- 4 評議員会及び理事会以外の各常置の委員会（定款第39条に規定する常置の委員会をいう。）及び北海道スポーツ少年団関係への出席旅費は、別記2のとおりとする。
- 5 旅費は、評議員及び役員の居住地から支給する。
- 6 旅費の支払いは、現金払いとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。
- 2 財団法人北海道体育協会役員の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則（平成24年6月22日改正）

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則（平成30年6月20日改正）

この規程は平成30年6月20日から施行する。

（第3条第2項の追加、第2項以降の項番号繰り下げ）

別記 1

評議員会及び理事会への出席旅費について

- 1 札幌市内に在住する評議員及び役員（以下「役員等」という。）で、評議員会又は理事会に出席の場合は、出席 1 日につき日当 2, 0 0 0 円を支給する。
- 2 札幌市外に在住する役員等で、評議員会又は理事会に出席の場合は、公共交通機関を利用した交通費実費及び出席 1 日につき日当 2, 0 0 0 円並びに泊を伴う場合は 1 泊につき 9, 8 0 0 円を支給する。
- 3 専務理事には、この規程で定める旅費は支給しない。

別記 2

各常置の委員会等への出席旅費について

- 1 札幌市内に在住する役員等で、会議に出席の場合は、出席 1 日につき日当 2, 0 0 0 円を支給する。
- 2 札幌市外に在住する役員等で、会議に出席の場合は、鉄道賃又はバス賃の実費及び出席 1 日につき日当 2, 0 0 0 円を支給する。
- 3 専務理事には、この規程で定める旅費は支給しない。